

介護施設等に対するサービス継続支援事業Q&A

No.	分類	質問内容	回答
1	補助金額	支給額はいくらですか。	申請マニュアルp.6の別表3を参照してください。
2	補助対象施設	公立の介護施設も補助対象施設となりますか。	補助対象になります。
3	施設規模	施設の定員数の基準日はいつですか。	令和7年4月1日です。
4	補助対象施設	基準日時点で休止中の場合は、補助対象となりますか。	休止中の施設・事業所は補助対象になりませんが、申請時点で再開している場合は補助対象になります。
5	補助対象経費	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいですか。	原則として食材料費を補助対象経費としているため、施設職員の賃金に充てることはできません。 ただし、食事の準備を委託している施設については、その経費を対象として差し支えありません。
6	補助対象経費	食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要がありますか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであるため、利用者負担額分を考慮する必要はありません。
7	補助対象経費	食材料費は、利用者負担が原則と考えますが、事業者が負担する額を補助するという考え方で良いですか。	そのとおりです。
8	補助対象施設	施設や事業所は宮城県内にあるものの、本社が宮城県内にない場合は対象となりますか。	本社が宮城県外にあっても、宮城県内に所在する施設については補助対象となります（宮城県外に所在する施設については、補助対象外）。
9	補助対象経費	県から物価高騰対策の補助金を受給していますが、この補助金も申請できますか。	申請できます。
10	補助対象経費	市町村や他団体から物価高騰対策の補助金を受給しています（受給予定）が、この補助金も申請できますか。	申請できます。 ただし、この補助金を受給した場合に市町村や他団体の給付金を受け取ることが可能かは、各市町村や他団体の支給要件をご確認ください。
11	補助対象施設	介護保険法第71条に規定する医療系サービスのみなし指定（いわゆる“医療みなし”）事業所は補助対象になりますか。	補助対象になります。
12	補助対象施設	いわゆる“医療みなし”の事業所で、介護サービスの提供実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合でも補助対象になりますか。	補助対象になりません。 この補助金の目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、介護サービスの提供実績がある事業所のみが補助対象となります。令和7年9月以降、申請時点まで介護保険の利用者がいない場合は、提供実績がない事業所とみなします。
13	補助対象経費	食事提供を外部委託している場合も補助対象になりますか。	食事提供を外部委託している場合は業務委託料（食材料費や運搬費等も含めた契約パッケージ全体）が対象になります。

14	申請方法	食事提供を外部委託している場合はどのように補助金を申請すればよいですか。	食事提供の業務委託料の場合、以下のような申請を想定しています。 ・科目は「委託料」 ・用途・品目・数量等は「食事提供業務委託料×（掛ける）●か月分」 ・所要額は、直近1か月分の食事提供業務委託料×（掛ける）●か月分で計算 ・添付資料（見積書等）としては直近1か月分の食事提供業務委託料請求書や食事提供業務委託契約書の写し等を提出
15	申請方法	（別記様式1－2）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所単位）の「所要額」について、どの科目に記載すればよいのかわかりません。	科目の該当例は以下のとおりです。 ・需用費：消耗品費、燃料費、食料費など ・備品購入費：上記以外の物品（発電機、ヒーターなど）購入費など ・役務費：有料道路通行料など ・委託料：食事の準備を委託している場合の委託料など なお、使用料及び賃借料は通常該当するものが想定されませんが、判断に迷った場合は、メールにてお問い合わせください。
16	申請方法	事業計画書の用途・品目・数量等の記載について、どの程度具体的に記載すればよいですか。	品目は「備蓄食料品」「ポータブル発電機」等一般的な品目を記載してください。 具体的な商品名や品番等を記載する必要はありません（具体的な商品名や品番を記載した場合、欠品等で当該商品が購入できなくなり代替品を購入する時に変更申請が必要となることがあります）。
17	申請方法	見積書は、例えばスーパーの食品に見積書を求めなければならないのでしょうか。	実施計画を策定する際に必要となる場合は、徴取してください。 生鮮食品等見積を徴収し難い場合は、添付資料（見積書等）として直近1か月の請求書、領収証等を提出し、直近1か月×●か月分で所要額を計算してください。
18	申請方法	法人で給食業務を一括して業務委託している場合は、どのように事業所ごとの所要額を計算すればよいでしょうか。	事業所ごとに合理的な方法で按分計算してください。
19	計画変更	<u>物価高騰や値引きの終了等により申請時から価格が上昇した場合はどうすればよいですか。</u>	<u>そのまま購入していただいて差し支えありません（事業内容変更承認申請は不要です）。</u> <u>そのような場合、補助金額は交付決定額が上限（値上がり分は自己負担）となります。</u>
20	計画変更	<u>物価高騰や値引きの終了等により申請時から価格が上昇した場合に購入数量を減らしてもよいですか。</u>	<u>補助事業の目的の達成に支障をきたさない数量変更であれば差し支えありません（事業内容変更承認申請は不要です）。</u> <u>そのような場合、補助金額は交付決定額が上限（値上がり分は自己負担）となります。</u>
21	計画変更	<u>物価高騰や値引きの終了等により申請時から価格が上昇した場合に購入を取り止めてもよいですか。</u>	<u>原則不可とします（No.22のとおり類似品の購入で対応してください）。</u> <u>やむを得ずこのような変更を実施しなければならない場合は事前にお問い合わせください。事業内容変更承認申請等の手続きが必要になる場合があります。</u>
22	計画変更	<u>販売制限や在庫切れ等により計画していた物品等が購入できない場合に類似品を購入してもよいですか。</u>	<u>購入していただいて差し支えありません（事業内容変更承認申請は不要です）。</u> <u>そのような場合、補助金額は交付決定額が上限となります。</u>

23	計画変更	販売制限や在庫切れ等により計画していた物品等が購入できない場合に別のものを購入してもよいですか。（例えば業務用スポットクーラーを計画していたが、ポータブル発電機を買ってもよいですか。）	原則不可とします（No.22のとおり類似品の購入で対応してください）。やむを得ずこのような変更を実施しなければならない場合は事前にお問い合わせください。事業内容変更承認申請等の手続きが必要になる場合があります。
----	------	---	--